

就職活動支援事業補助金（企業向け）

1. 内容

市内企業が実施する市外在住学生のインターンシップ受入れにかかる経費の一部を補助します。

2. 補助対象者

インターンシップを受け入れる市内に本社又は主たる事業所を有する企業

ただし、下記の事業所等を除きます。

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業及び同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業に係る事業所等
- ②十日町市暴力団排除条例（平成 24 年十日町市条例第 4 号）第 2 条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有している者が営業している事業所等

3. 補助内容

市外在住の大学院、大学、短期大学、高等専門学校又は専修学校等の学生のインターンシップ（5 日以上就業体験）の受入れ

4. 補助金額

受け入れ学生 1 人あたり 5 万円

5. 申請方法等

【申請書類】 ※事業の開始前に提出（令和 7 年 4 月 1 日から 6 月 1 日はこの限りではありません）

- 補助金交付申請書（様式第 1 号の 2）
- 事業計画書（別紙 2）

【事業の完了報告】

- 補助金実績報告書兼請求書（様式第 7 号の 2）
- 実績報告書（別紙 4）
- インターンシップ実施の様子が分かる画像

6. 留意事項

- 申請額が補助金予算上限に達した場合、受付を終了します。



お問合せ先：
十日町市役所産業政策課 経営支援係係（☎025-757-3139）